

新島襄の扮装

—女装説と箱館の環境—

竹 内 力 雄

一 はじめに

新島襄（以下、新島）が脱国直前の在箱館期間は、到着の元治元年^{一八六四}4月21日～脱国の6月14日（陽暦7月17日）迄の五十三日間であるが、その〔函館紀行〕（『新島襄全集』）以下、『全集』5 pp. 17～24）で箱館の遊里について以下の如く記している。

「○同山（注、薬師山＝現在は函館山の北東の峰）の麓に山之上と呼て一世界あり（但家数三十ヨ、且一家に十五妓或二十妓）、此所に磁石ある哉類に少壯之者を引寄る由。是れ男児の足を容るへき地にあらず、如何となれば此所の癩毒^{（ろうどく）}他所より別して性悪しき由：嗚呼男子一〔た〕ひ此毒を得ば生涯血を損し、其毒子々孫々に伝ハリ、其子生するや否や腫物を発し、或ハ愚鈍なる由、是れ男子の尤恐るへき所なり一此癩毒之甚恐るへき事ハ魯国僧官ニコライの談なり…」（注、〔 〕内は『全集』編集者の補記）。

右の如き遊里・山之上町（茶屋町、現、弥生町）のある箱館、築島（『函館市史』通説編第二巻 p. 465 参照。現、

大町)のポーター商館の店員・富士屋宇之吉(後、福土成豊と改名)の部屋の裏口から忍び出、宇之吉の漕ぐ舟底に身をひそめて、密出国を引受けてくれている船長・セイヴォリー(William T. Savory)の待つ米国商船・ベルリン号へと新島は急ぐ(『全集』5〔航海日記〕p. 37では「九時過」＝実際は十時過か)。この船長は新島を上海迄運んでくれたが、その後、密出国を助けたとして解雇されている。上海からは、新島を米国で養育してくれたハーディー(Alpheus Hardy)の持船・ワイルド・ローヴァー(Wild Rover)号、船長はテイラー(Horace S. Taylor)、に移り、米国ボストン港へ、となった事は周知である。

この脱国時の扮装について、以下の如き記述がある。

- ① 須藤隆仙『箱館開港物語』p. 276(09年10月 北海道新聞社)は、「女装」で「沖の外国船へ通う売女：のごとくして監視人の気をはぐらかし：」とする(須藤氏は函館の称名寺住職で、郷土史家として知られている)。
- ② 渡辺憲司『江戸遊女紀聞 ―売女ばいたとは呼ばせない』p. 219(13年1月 ゆまに書房)は、「新島襄がアメリカへの密航を試みた時、彼は女装して箱館湾の警戒を切り抜けたと記しているが、外国船は、彼女たちのよい商売相手でもあった」とする(渡辺氏は、立教新座中学校・高等学校校長。立教大学名誉教授)。
- ③ '14年4月のタウン紙『イマ・イチ』(同志社大学広告研究会編集・発行。大学近辺の商店街を対象とした地域情報誌との事)に、「小枝調査員の駄弁放談」として、新島がアームスト大学在学中、学友の要望に応じて撮った脱国時の扮装写真(図1)も載せ、「実はこれは女装です。のちに襄が「まるで異国の商船に向かう婦人のようだった」というとおりです」と記している(「小枝調査員」は同志社社史資料センター社史資料調査員・小枝弘和氏)。

右①は、地方郷土史家の所説と受止めておけばよい一面を有する。②は、遊女研究或は、遊里研究の、研究

者の言説である。但、「女装して…警戒を切り抜けたと記しているが…」とあるが、新島は、御法度の外国船へ、ひそかに通う婦人の如きと、その心境を記してはいるが、自らが「女装」と記した史料は、筆者は未見である。渡辺氏も筆者の知らざる新知見を確実に有しておられるようではなかった。③は、地域的に限られた地域情報誌の記事と

はいえ、同志社の社史資料調査員の肩書を持つ小枝氏の「女装」とする断定である。その言や軽くないのである。以下、女装説に関連して、新島が警鐘を鳴らした箱館の、花街史料の概観、環境である。

二 箱館近辺の遊女

「女装」理解のための史料を若干、呈示する。

① 『東遊雜記』 pp. 145～146（古川古松軒 天明8年^{一七八八} 東洋文庫）。箱館（明治2年9月30日、箱館を函館と改められたが、同9年頃迄は混用）の隣の亀田（現在は函館市）で、案内の者からの話として以下の如く記されている。「市中千軒余、松前より東の産物みなみなこの所へ出るゆえに、諸州の商船多く入津して交易するゆえ、売女なども数多にて大いに繁盛せる所といえり」。



図1
明治3年アーモスト大学の学友の求めて撮った扮装写真
（同志社社史資料センター蔵）

② 「初航蝦夷日誌」 p. 120 (松浦武四郎『三航蝦夷日誌』上巻)。弘化^{一八四六}3年頃の様子が以下の如く記されている。

「門^四洞町 地蔵町ツゞきより大町役所下之坂ニ限る。裏屋、小路沢山ニ有^レ之。∴裏屋小路ニは隠妓有。是を風呂敷と云也∴。

扱此風呂敷と云は、惣而此邦の人冬分ニは風呂敷を冠り歩行也。其は則寒風強敷して手拭に而はしのぎがたき故なるべし。其二ならひて此辺りの者夏冬ともに手拭はかぶらで、皆風呂敷かぶりて歩行こと也。一ツには後家寡^(うごも)とも人目をばはかる故ニ、かぶりて船々に行も有べし。故に内澗より妓を風呂敷と云へり∴」(内澗町^{うちま} 現、末広町。風呂敷を被った姿が二昧描かれているが風呂敷の結び目は鼻の下と顎の処にあり、新島の扮装図とは明らかに異なっている)。

③ 「西蝦夷日誌」『多氣志樓蝦夷日誌集』一(覆刻 日本古典全集)昭和53年 現代思潮社。原版は昭和4年刊)。松浦武四郎の遺した蝦夷地探検の日記、百十六冊を後に抄録、図像を加えて編述した十部二十二冊の木版本『東西蝦夷山川地理取調紀行』の中の一部「六編六冊」分が「西蝦夷日誌」である。その「二編」(文久^{一八六三}三年十二月記)とあり、「覆刻」版 p. 77。『新版 蝦夷日記』下 p. 324 吉田常吉編 時事通信社 昭和59年参照)には以下の如き記述がある(当然、②を敷衍した記述となっている)。

「∴箱館なる内澗の風呂敷と云は、彼北嚴寒の地故男女共秋冬春は布帔(注、帔^{フツ}ニ幅の帛、づきん、ふるしき)を角違に折、是を被る故号^(なづ)け、弁天の車^(くるま)權とは、此町海端なる故、自ら權を搔て船に行故号^(なづ)。湯殿澤(松前)の薦^(いす)被りは、人目を忍ぶ意より取、馬門の鹿は鹿といへる獸好て汐を吞に海を下る故、夫に擬へ、是等を惣称して當嶋^(あたま)にて鷹^(トビ)の字と云、其起元は、此者等船江入や、多くの水夫共各々貳百の錢を投出に、其錢鷹行に成し

男に其夜の情を契るとかや。依て鴈字(ゑんじ)と号しと…」。

右にて、当時の蝦夷地の私娼の呼び名が判る。新島脱国の海岸に近い処では「内澗の風呂敷」という事になる。

④ 「函館風俗史」『神山茂著作集』第二集 pp. 292～302（平成15年）には「洗濯女」、「帆縫女」も沖の船へ通う、実情は船員相手の、私娼、と記されている。文化5年の少し古い時代の話である。

①②③④共、開国以前の事例であるが、沖に碇泊する船へ通う私娼の事は新島も知っていた、としてよい。即ち、脱国時の小舟での感懐を「恰も商船に忍び通ふ婦人の有様」（『全集』5 p. 70）、としている処に見て取れる。

⑤ 『箱館風俗書』安政2年頃の書で、「売女渡世」として山之上町の茶屋稼業の記述があり、私娼については、

「後家稼 是は小路々裏借家、細小路に居住仕候者に御座候。一旦他所奉公仕舞帰り候女、当所奉公年季明候女、或は早夫に別れ、又は難波者の子女、重立候親類見継も無_レ之者内証稼業候故。衣類等始素人姿に仕立、余り人目不_レ立様密々人寄仕候、猶又船手の者相手に取候類の者、惣名_{（通）}「_{（通）}字後家と申候…」、とあり、私娼の呼び名は、「内澗の風呂敷」「大野村の…革足袋」「鷺の木…陳羽織」「当別村のかちか」が挙げられている。

箱館は、幕府が寛政11年1月に松前藩から東蝦夷地の支配権を召上げ、七年間の直轄地としていたが、享和2年7月、永久上知。安政2年2月、松前氏居城付近を除く全蝦夷地上知している。前年の3月3日に日米和親条約が締結され、下田、箱館の開港となっている。

この書は開港に伴う箱館の施政の資とするため、箱館奉行が町役人に対して求めた箱館の風俗書である（『箱館市史』史料編第一 p. 691）。

⑥ 『蝦夷實地検査考録』（市川十郎が安政3〜4年頃に著した、東西蝦夷地と北蝦夷地（樺太）巡検の記録五十三巻）大半は散逸ののうち、箱館の記録の中に、以下の記述がある。

「一 遊女町 山上町其地也。飯盛女酌取女にて是を方言ガ之字と呼べり。遊女の価二百文にて、繒に貫ける形尸字に似たれば、即遊女の号となるといひ。抑函館は遊女の外にも色を鬻者多く、町々にあらざる処なし。或は一町渾て隠妻、外妾のみ軒を比たる処あり。劣十丁に不足市に、色を売者の渾名、内澗の風呂敷、大町の薦冠、弁天ノ車權、谷地の狐など称す。：外夷も来て遊女を買事と成ては、国の富を示さるる意にて、山上町尽く江戸の吉原町に擬して大門を建て、妓院広大に成れり：」（市川十郎は幕末、高崎藩の兵学者・市川一学の二男。その弟・熊男は、山本覚馬の祖父・良高權八の高島流砲術の師）。

なお、私娼名については、海保洋子『近代北方史 アイヌ民族と女性と』p.224（92年 三一書房）参照。以上、私娼についてである。

三 「山之上」の世界 茶屋から遊女屋へ

新島の警告する一世界（現、弥生町）の茶屋渡世の公認は、享和3年3月1日で当初は十九軒。文化14年には三十一軒、うち、七軒は文政元年に地蔵町の築島（後、船場町、現、豊川町）へ出店も許されている。茶屋営業であるから茶屋抱えの女性性は酌取女で売女ではない筈だが実質は、茶屋主は年季奉公の娘を売女や芸者にして遊女屋稼業をしていた（『函館市史』通説編第二巻 pp.1390〜1391）。

嘉永7年3月3日、日米和親条約（神奈川条約）締結。下田、箱館の開港となり、安政4年4月に米国初代

貿易事務官 (Commercial Agent) ライス (Elisha E. Rice) が来箱し、同月下旬には奉行所に対して、世話をする女性 (売女接待) を求めている (ライスは元治^{一八六五}2年1月18日付で米国初代領事 = Consul^{一八七〇}明治3年11月3日迄。『箱館開化と米国領事』 p. 181 '94年 函館日米協会編 北海道新聞社)。江戸の老中に何をたて、安政4年12月24日付で「売女」の件は許され、翌5年1月10日、ライスの許に「たま」(二十一歳)なる女性が引渡されている。一年間の給金百三十両、他に支渡金五両、三ヶ月程で病気になって親元に帰ったとの事である (渡辺 pp. 233 ~ 247)。ライスへの「売女」差許しの件はハリス (Townsend Harris 初代米国駐日公使) の、日本の下田奉行への説得、即ち、「各国港々ニは必売婦有之、碇泊の船人共航海中の辛苦を大方是か為に慰候ハ何国も同じ事に有之様、箱館とは来午年 (注、安政5年) より自国鯨漁船百艘つ、も渡来可致、同所ニ売婦有之候ハ、一艘船ニ付凡日本金百兩位は遺捨可申、百艘ニては凡壺万兩の金高二可及、左候得は、御国ニ取候ては出人夫丈の潤沢を得、自国に取候ては船中の多人数一時鬱散いたし、彼是両全の益ニ可相成」(阿部保志「幕末の遊廓―開港場の成立に關連して―」『地域史研究』はこだて』第25号 '97年)、との売女要請や、下田での外国人の地元婦女への暴行事件があり、加うるに先の箱館奉行よりの、ライスの売女要請があつて、幕府はこれ迄の「元来女差出候儀不好」を転換するに至る (阿部 pp. 18 ~ 20)。

安政5年1月10日、ライスに「たま」が引渡された事は先述したが、同年1月23日には、箱館奉行は、これ迄の「茶屋渡世」の者へ、三件の増株も許して、「売女渡世」を差許し、「差図次第異国人へも無差支差出様致すべし」と申渡している。箱館に於ける公娼制度・遊女屋が発足したのである。その後、江戸の吉原の如く大門を設けたりして、一大遊廓となる。認可当初の「口達之覚」には、ライスの意向が働いて「船々之売女呼揚」可の項もあつたが結局、箱館では許されなかつた (神山第二集 p. 312。阿部 p. 21)。外国人に対しては外国人休

息所（異人揚屋^{あげや}）が設けられたのであるが、認可三日後の安政5年1月26日、雪模様の中をイの一番に赴いたのは米国人フレイクで、売女揚代は五ドルが相場だったとの事である（深瀬春一「箱館花街考」 pp. 146～147『蝦夷往来』第拾号 昭和8年）。

なお、新島脱国の翌年の慶応元年には山之上的の遊廓内に「遊女屋が廿五軒、遊女三百二十九人、引手茶屋（注、遊女の斡旋。音曲不可）」「維新前制度考」『函館市史』史料編第二卷 p. 9）廿一軒、異人揚屋一軒、男芸者五人、女芸者三人で、これが茶屋町全盛の頃の有様……とある（神山 p. 59「函館のくるわ」）。

新島は略、全盛期の山之上的の遊里の状況を知っていたという事になる。

四 脱国状況

脱国当夜の新島の記述を四本挙げておく。

① 「航海日記」『全集』5 pp. 37～38。函館から上海迄の船中での記述である。

「元治元甲子年六月十四日 富士屋宇之吉の周旋ニ依而、此夜九時過密に宇之吉と共に小舟ニ乗し、米利堅商船に乗得たり 船主 royes Mon. 18th July. 1864 米利堅船ニ乗し箱館港を出帆す。但沢辺数馬、富士屋宇之吉の周旋ニ依而此之行を得たり。此ニ友骨ニ徹し忘るへからず。且菅沼精一郎も右様の友なり」。浜辺を離れた時刻を「九時過」としている（沢辺数馬は沢辺琢磨^{たくま}）。

② 「函館脱出之記」『全集』5 pp. 69～71。但、原本所在不明。新島の義甥・公義の筆写本をコンニャク版で

転写したものである（同書 p. 533 図2参照）。新島の安中藩の親藩・備中松山藩の塩田虎尾と共に、神明宮（かつては神明社と称す）神職・沢辺数馬（坂本龍馬の従弟）の家を忍び出る姿である。神明宮は新島脱国の海岸とはかなり離れた山手の、現、船見公園の近くにあり（明治2年、焼失。同7年、山上大神宮と改称し、場所も移動している）『函館市史』通説編第二巻 p. 131⁵）、ここから海辺のポーター商館迄、夜（九時前頃か）女装で行くのは却って不審で、その必要もない。

神明宮の祀典は6月14、15、16日なので、新島は14日の神事が終わった後、沢辺宅で別杯をした事になる。安政3〜4年頃は「甚荒蕪」とある（『蝦夷實地検査録』 p. 394）。なお、ポーター商館あたり（内澗町）は、箱館の惣鎮守である八幡宮の祭礼（8月15日）を盛大に執り行っていたが6月ではないのである（『箱館夜話草 全』『函館市史』史料編第一巻 p. 438）。さて、〔函館脱出之記〕は、

「予、右之風体故、人決して怪まざらと思へり 予、塩田ト手を分ち、築島ニ於けるポルタの家（注、ポーター商館の事。『函館市史』通説編第二巻 p. 469参照）の辺へ参りしかば、其辺に有る小き家にて或人咳嗽を為せり。予彼の子が履声を聞き予を見ん事を恐れ、雪踏をぬきすて、足袋はだしにて宇之吉の部屋へ忍び入れり。而して雪踏之事を談せしかば、彼早く飛出、彼の雪踏を取り来れり …… 扱宇之吉と半時程も縷々之談判をなし、



図2 〔函館脱出之記〕より
（同志社社史資料センター蔵）

人定後に於而、竊に裏口より荷物を負出て岸に繋げる小舟（箱館にてはチツポト呼ぶ）に乘移り、宇之吉掛（掛）をかき予は頬被りを為し臥居し、恰も商船に忍び通ふ婦人の有様なり「但し此小舟は、今日宇之吉或人よりかり受け、而して此港内を試みの為或人をのせ漕きし由」…と記述されている（傍線筆者）。

③ 「箱楯アヤよりの略記」『全集』 5 pp. 72～79。

この書は「千八百六十六年二月二十一日」付で新島がマサチュセッツ州アンドーヴァ（Andover, Massachusetts）から故郷の父・民治宛書簡（『全集』 3 pp. 27～29）の別紙とされるものである。

「…此夜四ツ半過に一とからげの荷物を負ひ、大小を懐中にかくし魯人の家を云り、彼の築島に参り、岸に繋げる小舟を掠取り亜国の商船へこきよせしに、曾て試みさる仕事故出死セの力を竭くし、よふやく其船に乗込む事を得たり…」と述べられている。

右につき、函館の日没は脱国の陽暦7月17日は午後7時10分頃であつて、「四ツ時」は、今の11時頃となり、この時刻にニコライの家を出たとして、ベルリン号への約束の「九ツ」（12時）には到底、間に合わない。よつて脱国に最も近い時期に書かれた先述①の「九時過」≡10時頃を新島が小舟に乗つて海岸を離れた時刻としておく。

また、②と③の記述内容の違い、即ち、「小舟を掠取り」でなく、宇之吉の用意したもので、「出死セの力を竭くし」たのは新島でなく宇之吉であり、然も、事前に予定演習迄していた、とある③の記述との違いも指摘して、「新島の潤色癖」とするのは太田雄三『新島襄』 pp. 64～66（ミネルヴァ書房 1905年）である。

新島のためにいうなら、当時は未だ密出国は国禁であり、日本にいる父親の書簡に脱国を助けた宇之吉の名を出さないのは当然の配慮といふべきなのである。

④ 「青春時代」『全集』 10 pp. 43～44（『全集』 7 p. 24参照）。

この書は A・S・ハーデー (Arthur Sherburne Hardy) の *Life and Letters of Joseph Hardy Neesima* の翻訳である。[青春時代 = My Younger Days] の英文は『全集』7 pp. 8~31 (この巻は先のハーデーの著の原本ではない。巻末「解題」参照)。

「…その場所(注、約束の待合せ場所)に来る前に遠くで犬がほえていたので、私は下駄が犬の注意をひいたのだとすぐ気付いた。…波止場に立っていると、誰かが近付いてくる音がした。私は急いで舟に乗込み、舟底に平つくばって、私の持物の入っている荷物の一であるようなふりをした。それは見張りの男だった。すんでのことで二人をつかまえることもできたであろう。ところが何とさいわいか、彼は臆病者で、私たちを見分けられるくらい近寄ってこようとしなかった。彼はただ波止場で舟の綱を解こうとしていた友人を見ただけで、震え声で「だれだ、そこにいるのは？」と訊いた。「わたしです」と友人は静かに答え、明朝までのばせない緊急の用事でアメリカ船の船長のところまでいくところですよ、と述べた。友人は見張りの男によく知られていたもので、見張りもすぐ誰であるかがわかった。静かに自信をもって友人が手短かに説明すると、深夜の時間であっても波止場から出ていくための通行証としてそれで十分なのであった。漕ぎ出していくと岸には何千という光が見えた。人々は異教の神の祭礼を祝っていた。アメリカ船は岸からかなりはなれた所に停泊していたので、そこまでたどりつくのに相当な骨折りが必要とした。船長は私たちを待っていてくれた。私たちはすぐさまペルリン号に引きあげられた。暖い握手をしてから、友人はさような言い、一人で岸辺をさして舟を漕いで行った」。

右の記述は脱国二十一年後の明治^{一八八五}18年に恩人ハーデー夫妻に出した書簡であり、記憶も薄れる、とはいえず命を懸けた密出国の情景は忘れ難い、とするのが自然であるが、先述、太田雄三氏なら、脱国直後の記述と比

して、潤色癖の例といわれ兼ねない処がある。

先述②には、犬の事は記されていない。臆病者とされる役人による誰何の事もない。

「岸には何千という光が見えた。人々は異教の神の祭礼を祝っていた (As we rowed away we saw thousands of lights on the shore. The people were celebrating a festival of one of their heathen gods.)」とあるが、当時、箱館の街が夜、賑うのは、一に、七夕祭で、「六日夕より七日昼にかけて人々皆狂するかと怪しむ計り。実是一年中の賑い此七夕祭りを以て最盛とするものなり」とあり、次いで、二に、7月13日〜20日迄で、「町方家並毎に燈籠鈎明し候仕来りに御座候。且又十四日夜五^{午後八時}時頃より盆踊りと相唱へ、町方若者男女共入交り、色々姿取繕ひ、三絃・太鼓拍子にて囃子立、踊り歩行」とされている(『箱館風俗書』)。これは、新島脱国の八年程前の様子であるが、風俗が急激に変化するとは考えられない。

先述②の神明宮のある神明町は、慶応3年時点で家数百六十二(『角川日本地名大辞典』北海道上巻)であるから、神明宮近辺の他の町の家々の軒に祭りとして灯を点じたとしても、「Thousands of lights」と、沖から見ても、そう表現するには無理があるのではないだろうか。

元治元年の箱館の戸数は二千七百四。人口は一万二千二百六である(『函館市誌』 p. 112 函館日日新聞社昭和10年)。この全戸に燈火が点って初めて「何千という光」とする形容に真実味が出て来るが、脱国時の夜10時過に、このような事は考えられないし、当時の燈火の質や家屋の、外への開放部のあまりない構造を考えると、家の中の燈火が外にもれにくいという事も考慮すると、この表現には一層無理がある。

脱国の6月14日≡陽暦7月17日の月齢は十三・五で、あと一日程で満月である。夜10時であれば、月は中天近くに皓々と輝いていたのである(『航海日記』には「六月十五日≡注、旧暦。陽暦では7月18日、即ち、脱国の

翌日「モンデー 晴」とあるから前夜も晴れ、としてよい。然も「人定後」（人が寝静った後）宇之吉の部屋から忍び出た、と記述しているのであるから、浜辺にも燈火はあまり見えない、とするのが自然である。

Heathen Ⅱ基督教に改宗しない未開人・野蛮人Ⅱなる語彙を使うのは、自らの基督者としての存在をハイデー夫妻に明示して、報恩の一端としたのであろうか。当日には、異教とされる日本の神社仏閣の、何千という燈火の下での祭礼などが催された、とする史料が無いのは先に紹介した通りである。それを恰も、目のあたりにした如く記する新島の意図は奈辺にあるのであろうか。或は筆者の力不足で史料の探索不十分なのであろうか。

五 女装説考

先述の須藤隆仙説の如く、「女装」は、イコール売女に扮する事、となる。それ故、当時の箱館近辺での売女について概観しておいた。女装説の成立する筈は有り得ないと筆者は考えている。以下に、その根拠となる史料を挙げておく。箱館での「觸書」からである（田端宏〈史料紹介〉『地域史研究』はこだて『第9及び10号』）。

① 沖に滞留中の米船へは、（荷物揚げの）人夫以外は商用のためでも乗出す事は不可。違反者は入牢一八五四年一八五四四月七日 町役所。

② するこ餅等を商う店で茶酌女を置き「猥なる所行いたし、…男女之致し宿貸所候族も有之由…以外如何敷次第…（是迄の心得違いは許すが以後は）此上右体不正之所行いたし候者於有之二者、早速召捕吟味之上（本人ばかりでなく）町内名主五人組二至迄、急度嚴重之可及沙汰候…箱館御役所 一八五四年 寅十月」。

③ 「隠売女之義者御国禁：当市免角売女も同様成行いたし候ものも有之：如何二も難ク敷至り候：売女二近き成行致間敷候、万一向後右様之義露頭いたし候ハ、厳重二咎申付へきもの也 亥二月廿八日 御役所」
一八六三
(文久3年)。

④ 無提灯で往来不可と、触れてあるが不心得者は、「無用捨取押吟味之上、急度可申付候間、…小前末々迄不洩様相觸もの也 亥文久3年五月六日 御役所」とある。無提灯は怪しまれたのである。

⑤ 去る寅年の觸れ(注、前掲②の前の10月の、質素儉約を旨とせよ、とする觸書)にもかかわらず「今以心得違ひ之者有之、そは料理茶屋其外渡世致し候もの共、風俗よろしからす女共を拘置、酒の相手二差出し、又者中宿等江差遣し深更迄打戯、隠し賣女二紛敷渡世致し候趣相聞、不届之至り二候：以後山之上町遊女屋共之手二付、同所人別二入： 七月十二日 御役所」(文久3年)とある。これにて、(夜間、④の無提灯で)女装すれば、却つて隠れ売女と怪しまれる風体となる事、また、遊女屋外での売女が発覚すれば山之上町の遊女屋の下に置かれ、その人別帳に入れられる事になる事が判る。

右等の「觸書」及び、ライスの望みであつた外国船への乗込んでの売女行為は箱館では許されていない事を勘案して宇之吉が、即ち、当時の箱館での隠れ売女取締の状況等をよく知る者として、新島に女装させ、脱国を助ける事は考えられないといえる。新島も記す如く、下男風の扮装とするのが合理的な論の運びである。

六 おわりに

扮装について、新島自身は「一八七〇年四月二十日」^{明治}付の、弟・双六への米国からの書簡の中で、「一ヶ月以前に同学生の所望ニより予日本衣の着し写真を取レリ、是は予箱館を辞する節街人の注目を避ん為使童に^{デフチコソウ}変体し、夜半に埠頭へ忍ひ出て小舟を得亜船に乗移し節の形容なり但し他人の暴覧を忌む」と述べている。これは「函館脱出之記」の図2の記述「予、右之風体故、人決して怪まざると思へり」と対応している。

先述の如く、図2の原本は失われていて、その写しであるが、原本を忠実に写したものとして見れば、新島の扮装は職人等の着る股引きをはき、足には雪駄で大きな風呂敷包みを背負っていて、まさしく、丁稚、小僧風である。頭の冠りは、多分、「手拭米屋冠り」と称するものと思われる（『近世風俗志』(二) pp. 419～420 岩波文庫 図3参照）。

箱館での、女装イコール売女、と見做される恐れがあるとして、史料を呈示しておいたが、女装と断定する小枝説は、新島八重の、会津戦争籠城時の男装写真



図3 手拭米屋冠り
(『近世風俗志』(二) 卷之十五 岩波文庫)

「手拭のあるひは左あるひは右の端より頭に巻き、上の方を寄せて巻き終りの端前隅を挟むなり。京坂は初め眼を覆ふばかりに巻き、被り終りに隅を額に出し、眼を覆ひたるを上へ引き返し挟むなり。すなはち上図〔右図〕のごとし。

江戸は初めより目上に巻き被り、終りに前隅を下図〔左図〕のごとく額に挟む。

米屋と云ふことは、図のごとく被りて埃を除くを専らとし、米屋は特に埃多き賈なる故に、専らこれをなす故に名とす。この他も業に応じてこれをなすなり」。

と、新島の扮装写真を併せ呈示して、両者を一種のコスチューム・プレイとして、自己表現とみているようである。その真意及び、是非は措き、扮装当時両者共、自己表現として女装したり男装した訳でないのはいうまでもない。これ以外の姿をとり得なかつたのである。呈示の図1、2を見て、これを「女装」とするには新島の資・史料を調査、研究する立場から、余程の根拠あつての事と推察している次第である。「恰も商船に忍び通ふ婦人の有様なり」（函館脱出之記）は新島が港に泊す廻船への乗込み売女の事を知っていて、その時の心情や様子を「恰も…」と表したのであつて、扮装そのものは、誰れの目にも、新島本人のいう如く、丁稚・小僧の風体としか映らないのである。

ところで、新島脱国の翌日、6月15日は「五稜郭に箱館奉行小出秀美が庁を移して入る：」（『函館市史』年表編）とある。五稜郭は、箱館奉行所支配諸術調所教授・武田斐三郎の設計によつて、箱館防禦のため、八年の歳月をかけて、この5月に完成し、役人達も五稜郭の役宅へと移つたのである。このため、役所は6月9日〜18日は休み、運上所も緊急のもの以外は休みとなっている（岸甫一『新島襄―史料からみた脱国の環境』私家版、14年6月。岸氏は「はこだて外国人居留地研究会」代表）。当然、街の警備も手薄になつていた訳で、岸氏もいう如く、新島には実に僥倖な事であつた。

女装説は、沢辺琢磨（数馬）の、当時の回想録等が明らかになれば、別の展開の可能性もあり得るが（中村健之助『宣教師ニコライとその時代』11年 講談社、のp.32に、「沢辺琢磨談『旧事譚』」の引用があるが新島に関する事ではない）、「旧事譚」は、筆者は未見である。後考を俟つ次第である。

新島の脱国の状況は、彼を応援してくれたロシア正教会宣教師・ニコライの『宣教師ニコライの全日記』（中村健之助監修、'07年 教文館）では明治3年以降の日記であるから、新島脱国（元治元年）の様子を伺い知る事

はできなかつた。但、新島に関する記述は数ヶ所存在する。例えば、明治^{一八八二}15年6月14日、京都に来て、同志社を見学に立寄つたが新島に会えず、家を訪ねたが、ここでも会えなかつた、とある（この日、新島は彦根へ出向いていて不在だったのである）。余談であるが、明治^{一八九六}29年8月7日の記述には、同志社名儀の、九棟の宣教師館の所有権の帰属をアメリカン・ボードと争つた事件に触れ、ボードや、その活動の支援者の何百万という出費で購入の広大な用地や、贅沢な米国風の建物が建設、さらには、九棟の教師館も建てられに至つたとし、然るに、最初、日本人は新島一人だつた同志社評議会は、今や、そこからすべてのボード関係の米国人を、日本人に好都合な口実をつけて、追い出してしまつてゐる、これは「…みごとに米国人^{ヤンキー}にいっぱい食わせたのである」とし、「すべてのペテン師の先導者である新島…」と、同志社と新島を貶価せんとしている（『宣教師ニコライの全日記』4 p. 215）。

これは、当時の日本の所有権の法制度や、ボード等からの寄付金の実態についてのニコライの知識不足からの一方的で、宣教、布教という立場から見ていない偏見といわれかねない言説である。同志社は、教師館への宣教師（教員）の居住について、ボード側に礼をつくしているのである。詳細は『同志社百年史』通史編一 p. 462以下の「第四章 外国人の財産権問題」に、事実が余す所なく記述されている事を記して余談を終え、世の誤解を解く一助としておく。

以上にて新島の脱国時衣装についての女装説に関わる（覚え書）を終るが、改めて、大方の御批正を俟つ次第である。